



こりゃ、ほっとけん！

## 保つと険NEWS

第12号

平成24年

11月12日(月)

発行所 顧問料不要の三輪会計事務所

〒541-0051 大阪市中央区備後町2-4-6 森田ビル1F ☎：06-6209-7191

総合HP：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp> 自動見積はこちら：<http://www.zeirishi-houshu.com> (禁無断転載・ネット上を含む)

## 生前贈与を活用しませんか？

平成23年度税制改正で予定されていた相続税の基礎控除引き下げは、今年度改正でも見送られ、平成25年度税制改正において検討されることとなりました。

現在のところ、平成27年から実施される見込みとなっています。

相続税の増税の流れを受けて、生前贈与への関心は高まっており、この数年、贈与税の申告をする方、贈与税の申告納税額ともに増加傾向にあります。

## 生前贈与で相続税の負担を軽減できます

前提条件

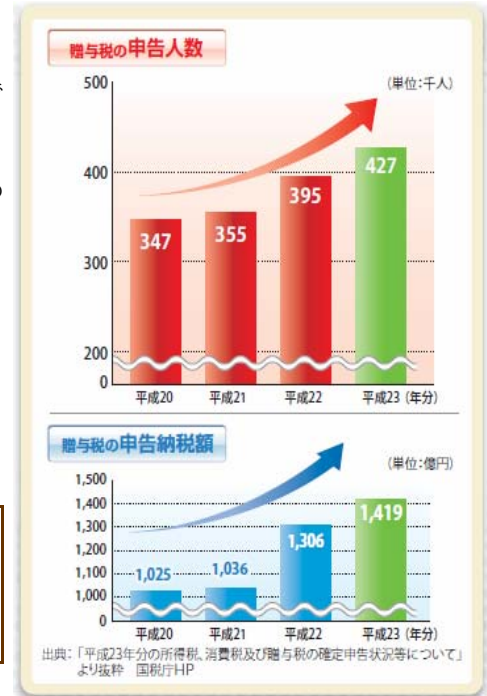


家族構成

「10年間、子ども2人に生前贈与し、その後相続が起きた場合」で比較してみましょう！

- [相続財産] 父の相続財産(課税価格・基礎控除前・下記の生前贈与実施前)：4億円  
 [税額計算] 相続税については、父の相続時に法定相続人3人が法定相続分通り相続したものと計算。また、母については、「配偶者の税額軽減特例」を適用するものとする。  
 ・父の相続開始前3年以内の贈与財産の相続財産への加算については考慮せず。(※)  
 ・贈与税については、受贈者(子ども2人)が各々負担する各年の税額を合計。

(※) 本来であれば相続等により財産を取得した人が、被相続人から相続開始前3年以内に取得した贈与財産は、相続税の課税対象となります。



## ① 生前贈与しない

相続財産 40,000万円	税の負担率
相続税 4,050万円	(10.1%)
合計 4,050万円	

## ② 子ども2人に各々、毎年110万円(贈与税の基礎控除の範囲内)を贈与

贈与財産 2,200万円	税の負担率
贈与税 0万円	(0.0%)
相続財産 37,800万円	相続税 3,665万円 (9.7%)
合計 3,665万円	

## ③ 子ども2人に各々、毎年310万円を贈与

贈与財産 6,200万円	税の負担率
贈与税 400万円	(6.5%)
相続財産 33,800万円	相続税 2,965万円 (8.8%)
合計 3,365万円	

## ④ 子ども2人に各々、毎年1,000万円を贈与

贈与財産 20,000万円	税の負担率
贈与税 4,620万円	(23.1%)
相続財産 20,000万円	相続税 950万円 (4.8%)
合計 5,570万円	

贈与税・相続税の合計額が  
385万円軽減！

贈与税(400万円)はかかりますが、②と比べて贈与税・相続税の合計額が、さらに  
300万円軽減！

贈与税(4,620万円)が高額となり、③と比べて、贈与税・相続税の合計額が  
2,205万円増加！

生前贈与を活用する際には、注意する点もございますので、実行の際には三輪会計事務所までお問い合わせください。

# お問合せシート

保険のプロ代理店：顧問料不要の三輪会計事務所  
(ING生命保険、日本生命他多数生保取扱い)

フリガナ	
会社名	
フリガナ	
氏名	
住所	〒
TEL	
FAX	
E-Mail	@

■どのようなご相談ですか？（下記チェックしてください。複数選択可）

- 法人の節税プランを考えてほしい
- 相続対策プランを考えてほしい
- 保険の現状分析をしてほしい
- 無駄な保険がないか見直しをしてほしい
- 保険を活用したいいい運用プランを考えてほしい
- その他

ご相談は  
無料

**FAX 06-6209-8145**

※この用紙をFAXしてください。

**TEL 06-6209-7191**



**hukumoto@zeirishi-miwa.co.jp**

※弊社お客様は担当者へ直接ご連絡ください。

保険のプロ代理店：顧問料不要の三輪会計事務所

(ING生命保険、日本生命他多数生保取扱い)

〒541-0051 大阪市中央区備後町2-4-6 森田ビル1F TEL: 06-6209-7191 FAX: 06-6209-8145